

# 感染症別 出席・出勤停止期間ガイド

## ——新型コロナウイルス感染症中心に

石金正裕（国立国際医療研究センター国際感染症センター）

本コンテンツはハイブリッド版です。PDF だけでなくスマホ等でも読みやすい HTML 版も併せてご利用いただけます。

▶HTML 版のご利用に当たっては、PDF データダウンロード後に弊社よりメールにてお知らせするシリアルナンバーが必要です。

▶シリアルナンバー付きのメールはご購入から 3 営業日以内にお送り致します。

▶弊社サイトでの無料会員登録後、シリアルナンバーを入力することで HTML 版をご利用いただけます。登録手続きの詳細は <https://www.jmedj.co.jp/page/resistration01/> をご参照ください。

▶登録手続

はじめに \_\_\_\_\_ 2

① 学校保健安全法施行規則に掲載されている  
学校感染症とその出席停止期間 \_\_\_\_\_ 3

② 新型コロナウイルス感染症の感染症法における  
分類と臨床上の重症度分類 \_\_\_\_\_ 5

③ 新型コロナウイルス感染症の隔離期間 \_\_\_\_\_ 8

④ 学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染  
症が確認された場合の対応 \_\_\_\_\_ 10

まとめ \_\_\_\_\_ 11

▶HTML 版を読む

日本医事新報社では、Web オリジナルコンテンツ  
を制作・販売しています。

▶Webコンテンツ一覧

# はじめに

---

感染症は接触により直接的に（接触感染）、また飛沫を介したり（飛沫感染）、時には空間を共有しただけで（空気感染）周囲に広がります。そのため感染対策的な観点から考えると、感染症に罹患した場合は周囲への波及を最小限に留めるために自宅での安静が基本的な対応となります。しかし、いつから幼稚園や小・中学校などに復帰してよいのか、判断が難しい事例も多いのではないのでしょうか。

また近年は、令和元年（2019年）12月末に中国・武漢市で感染が確認されて以降、世界中でパンデミックとなっている新型コロナウイルス感染症が大きな問題となっており、成人のみならず小児でも対策が必要とされています。

本コンテンツでは、①学校保健安全法施行規則に掲載されている学校感染症とその出席停止期間、②新型コロナウイルス感染症の感染症法における分類と臨床上の重症度分類、③新型コロナウイルス感染症の隔離期間、④学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染症が確認された場合の対応、について解説していきます〔新型コロナウイルス感染症については情報が適宜更新されますので、令和3年（2021年）10月末時点の情報になります〕。

外来診療や院内感染対策に従事していると、出席・出勤停止期間などについて相談されることが多々あるかと思います。本コンテンツが実際の現場で少しでも皆様のお役に立つことができれば幸いです。

# ① 学校保健安全法施行規則に掲載されている 学校感染症とその出席停止期間

学校感染症は、昭和33年(1958年)に発令された学校保健安全法施行規則<sup>1)</sup>で学校において予防すべき感染症として定められており、**第1種感染症**、**第2種感染症**、**第3種感染症に分類**されます。学校感染症にかかった場合は、定められた期間、学校へは出席停止となり、欠席扱いにはなりません。**表1**に学校感染症とその出席停止期間を示します。

学校保健安全法施行規則は、**平成24年(2012年)4月1日に改正**され、学校感染症とその出席停止期間について内容が更新されました(下記、赤字)。なお、学校感染症に関する内容の更新はありませんが、最新の学校保健安全法施行規則は、令和3年(2021年)4月1日に施行されています。

- ・**髄膜炎菌性髄膜炎**を、学校において予防すべき感染症のうち第2種感染症(飛沫感染するもので学校において流行を広げる可能性が高い感染症)に追加し、その出席停止の期間の基準を「病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで」とした。
- ・インフルエンザの出席停止期間を、**発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)**を経過するまでとした。
- ・百日咳の出席停止期間を、特有の咳が消失するまで**または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで**とした。
- ・流行性耳下腺炎の出席停止期間を、**耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで**とした。

これらの改正箇所は**表1**内に下線で示しました。学校感染症とその出席停止期間については**表1**を参考に対応してください。

表1 学校保健安全法施行規則に掲載されている学校感染症とその出席停止期間

分類	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第1種感染症	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	ポリオ	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）	
鳥インフルエンザ（H5N1）		
第2種感染症	インフルエンザ（鳥インフルエ ンザH5N1を除く）	<u>発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼 児は3日）を経過するまで</u>
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正 な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくか ぜ）	<u>耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現し た後5日を経過し、かつ全身状態が良好にな るまで</u>
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、 <u>髄膜炎菌性髄膜炎</u>	病状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで
	【注意】	
		ただし、結核、 <u>髄膜炎菌性髄膜炎</u> を除く第2種感染症については、病状により学 校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでは ない